

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者各位

文化財課名義の新たな公金外の預金口座について

文化財課の不適正事務処理については、平成20年5月15日に最終報告として発表したところですが、その後、調査団口座残金の処理を行う過程で、文化財課名義の新たな公金外の預金口座があることが確認されました。

1 経緯

平成20年5月12日（月） 元文化財課職員から不適正事務処理に関わる弁明書が提出された。その一節に不明瞭な預金口座の存在を示唆する内容があった。

5月28日（水） 調査団口座の残金について、金融機関と回収手続きの調整をしている際に、本件預金口座の存在が確認された。

5月30日（金） 預金通帳について、ふるさと歴史財団の職員が保管していることを確認し、14時30分頃通帳の提出を受けました。

<預金口座の概要>

- ① 開設：平成5年1月12日
- ② 通帳残高：4,385,263円（平成15年1月15日現在）

（通帳記載内容）

年月日	入金	出金	残高
93-01-12	4,766,421円		4,766,421円
02-08-12	44,197円		4,810,618円
03-01-15		425,355円	4,385,263円

- ③ 口座名義人：開設当時の教育委員会文化財課 文化財係長名義

2 今後の対応について

本件口座について、今後、退職者も含め、全ての関係者に事情を聞くなど、その預金の発生した原因等の調査を進めます。